

令和7年度船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会会議録
(令和7年7月5日作成)

1 開催日時：令和7年6月5日（木）14時00分～15時30分

2 開催場所：市役所9階第1会議室

3 出席者

(1)委員

服部万里子委員、土居良康委員、赤岩けさ子委員、目黒義昭委員、府野れい子委員、
文川和雄委員、仲村宏委員、掛川悟委員、島田晴美委員、齊藤征昭委員、
富田正弘委員、室田智委員、乾麻由美委員

(2)事務局

高齢者福祉部長

地域包括ケア推進課（9名）

地域包括支援センター職員（1名）

高齢者福祉課長

介護保険課長

保健総務課長

地域福祉課長

生活支援課長

指導監査課長

4 欠席者

土居純一委員、南川麻由子委員、小山毅委員、深木賢委員、若生美知子委員、
佐藤高広委員

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

（1）令和6年度高齢者虐待通報・対応状況及び事例報告について※非公開

（2）認知症初期集中支援チームについて公開

（3）高齢者虐待対応及び認知症施策等に係る令和6年度事業実績

及び令和7年度事業計画について公開

（4）令和7年度船橋市地域ケア会議開催計画について公開

その他公開

※非公開の理由

船橋市情報公開条例第26条2号に規定する不開示情報が含まれるため

6 傍聴者数 1 名

7 決定事項

(1) 令和 6 年度高齢者虐待通報・対応状況及び事例報告について 決定事項なし

(2) 認知症初期集中支援チームについて 決定事項なし

(3) 高齢者虐待対応及び認知症施策等に係る令和 5 年度事業実績及び令和 6 年度事業計画について 決定事項なし

(4) 令和 6 年度船橋市地域ケア会議開催計画について 決定事項なし

(5) その他 決定事項なし

8 議事録 別紙

9 資料・特記事項

【資料 1】

令和 6 年度高齢者虐待通報・対応状況及び事例報告について

【資料 2】

認知症初期集中支援チームについて

【資料 3】

高齢者虐待対応及び認知症施策等に係る令和 6 年度事業実績及び
令和 7 年度事業計画について

【資料 4】

令和 7 年度地域ケア会議開催計画について

【資料 5】その他

10 問い合わせ先 健康福祉局 高齢者福祉部

地域包括ケア推進課 地域包括支援係 047-436-2882

令和7年度船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会 議事進行

○事務局（板松課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今より、令和7年度 船橋市 高齢者虐待防止等ネットワーク 運営委員会を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、はじめに、ご発言の際のマイク的使用方法についてご案内いたします。

ご発言される際には、お手元にありますマイクのスイッチを押していただきますと、赤いランプが付きマイクがオンになります。

ご自身の発言が終わりましたら、再度スイッチを押してマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、お手数でございますが、発言の都度、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

次に本日の欠席者でございますが、「4号委員の土居委員、5号委員の南川委員、6号委員、7号委員の船橋警察の生活安全課長様、9号委員の若生委員、15号委員の佐藤委員」におかれましては、本日所用の為、欠席のご連絡をいただいておりますことをご報告させていただきます。

続いて、市の職員につきまして、異動等に伴い職員の変更がございましたので改めて紹介をさせていただきます。

- ・ 高齢者福祉部長の滝口です。
- ・ 高齢者福祉課長の宇都宮です。
- ・ 介護保険課長の大内です。
- ・ 保健総務課長の松浦です。
- ・ 地域福祉課長の忍足です。
- ・ 生活支援課長の山本です。
- ・ 指導監査課長の志村です。
- ・ 地域包括ケア推進課長の服部です。
- ・ 地域包括ケア推進課長補佐の鈴木です。
- ・ 西部地域包括支援センター所長の黒木です。
- ・ 地域包括ケア推進課長補佐の板松です。

それでは、本日の議事及び配付資料について確認させていただきます。

- (1) 令和6年度高齢者虐待通報・対応状況及び事例報告について **資料1**でございます。
- (2) 認知症初期集中支援チームについて **資料2**でございます。
- (3) 高齢者虐待対応及び認知症施策等に係る令和6年度事業実績及び令和7年度事業計画について **資料3**でございます。
- (4) 令和7年度地域ケア会議の開催計画について **資料4**でございます。
- (5) その他の資料としまして 厚生労働省からの高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法に基づく面会制限に係る通知への教示文の掲載について **資料5**でございます。

事前に送付させていただきました資料もございますが、**資料1**の「事例」と**資料5**については、本日追加で配付させていただいております。

資料の不足はございませんでしょうか。不足がございましたら挙手をお願いいたします。

次に、会議の公開について ご説明いたします。

船橋市では、船橋市情報公開条例第26条に基づき、市の附属機関やそれに準ずる会議につきましては、原則として公開することとしております。

また、会議概要及び会議録につきましても、ホームページ及び市役所11階の行政資料室において、公開することになっております。

ただし「高齢者虐待対応の事例報告」については、個人情報保護の観点から非公開とし、他の議事について傍聴を認め、議事を公開しております。

そのため、本日は、議事(1)については、非公開のためこのまま進行し、議事(2)の前に改めて、会長に傍聴希望者のご報告と、入室についてのご承認をいただく予定となっております。

また、議事(1)の事例資料につきましては、個人情報の観点から、委員会終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは会長に審議を進めていただきたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

～船橋市情報公開条例第26条第2号に規定する不開示情報が含まれてい

るため非公開～

○土居会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本委員会として「令和6年度高齢者虐待通報・対応状況及び事例報告」について、報告を受けたものとします。

それでは議事（2）より、本委員会の公開となりますが、傍聴者の有無を事務局から報告お願いいたします。

○事務局（板松課長補佐）

それでは、本日の傍聴希望者について報告をさせていただきます。

本日の傍聴希望者は

1名いらっしゃいます。入室いただいてよろしいでしょうか。

（傍聴者入室後）

傍聴者の皆様は事前にご一読いただいた注意事項の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

○土居会長

引き続き、議事（2）「認知症初期集中支援チーム」について、事務局から説明してください。

○事務局（板松課長補佐）

認知症初期集中支援チームについて説明させていただきます。**資料2**をご覧ください。

○事務局（長山技師）

地域包括ケア推進課 認知症対策推進係 長山です、よろしくお願いいたします。

私からは、認知症初期集中支援チームについて、令和6年度の実施報告と令和7年度の事業計画を報告させていただきます。委員の皆様には、それぞれのお立場からチーム運営につきましてご助言、ご提言をいただければと思います。**資料2**をご覧ください。

認知症初期集中支援チームでは、複数の専門職が、家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

す。

市内 5 圏域の各直営地域包括支援センター内に設置しているチームを高年齢者人口で 2 グループに分け、それぞれのグループにチーム医である専門医を配置し、医療面からの助言・サポートをいただいております。

また、チーム医によるアウトリーチ機能と家族に対する面談機能を取り入れ、受診拒否などで対応に苦慮するケースに対応できるよう機能強化を行っております。

各センターに置かれたチーム体制については 2 のとおりとなっております。

2 ページ目 3 番 令和 6 年度の実施状況です。

令和 6 年度は 39 回のチーム員会議を開催しました。

チームにより支援をおこなった支援対象者は計 44 人、そのうち令和 6 年度に支援が終了した支援終了者は 33 人でした。

支援終了後の引継ぎ先につきましては複数となる場合もあり、ケアマネジャー 14 人、地域包括支援センター等 9 人、施設入所 1 人、医療機関 18 人、その他 2 人でした。

また、これらの結果に至るまでには、支援対象者に対してチームの専門職による家庭訪問を延べ 100 回行っております。チーム医におかれましても、必要に応じておよそ半数の対象者にアウトリーチや家族面談を行っていただいております。

実績については以上になります。

続きまして、令和 7 年度認知症初期集中支援チーム事業計画について報告をさせていただきます。3 ページをご覧ください。

今年度の認知症初期集中支援チームについては、

令和 6 年度と同様に、市内 5 圏域の各直営地域包括支援センター内にチームを設置して、それぞれのグループにチーム医である 専門医 を医師会の協力のもと配置いたします。

チーム員会議の開催についても、各グループで月 1 回の開催をするとともに、緊急案件等の対応が必要な時には臨時会を随時開催していきます。

予定については以上になります。よろしくお願いいたします。

○土居会長

ご苦労様でした。皆様、いかがでしょうか。「認知症初期集中支援チーム」についての説明について質問・ご意見がございましたらお願いします。

○目黒委員

社会福祉士会の目黒です。お伺いしたいのですが、私の地区にも認知症の初期で、困難な方がいらっしゃいます。

そういった方の支援をお願いする時にケア会議の中で事務局をお願いしてというのが通常ですが、支援をお願いする正式なルートはどうなっているのか、実際の要支援者の周りにはいる方から直接包括へご連絡する方がいいのか、参考に教えてください。

○事務局（國島係長）

基本的には地域包括支援センターもしくは在宅介護支援センターにまずはお声を届けていただき、そこから通常の支援の範囲内で解決するようなものであれば初期集中にのせない場合もございます。

包括支援センターが中身を吟味して、必要に応じて初期集中にのせさせていただくという形でございます。

ルートとしましてはご本人ご家族以外の方からでも、民生委員や近隣の方からでもご相談をお受けしております。

初期集中を使うにあたっては、ご本人様やご家族の同意が必要ですが、そこはうまく包括支援センターが間に入って調整して参ります。

○服部委員

和歌山県立医大の服部です。

認知症の支援の場合、徘徊というのは地域では対応をしている所が非常に多いと思うのですが、船橋市ではそのような対応はされているのでしょうか。

○事務局（國島係長）

徘徊の取り組みとしましては GPS（位置情報サービス）を使った支援、今「徘徊」という言葉が適切ではないという話はあるのですが、あえてここでは使わせていただきます。

徘徊された高齢者の方を素早く発見に繋げるような GPS の事業やそれ以外にも徘徊模擬訓練というかたちで、地域住民を含めて徘徊されているご高齢者の方の声かけ訓練のイベントを行っている状況です。

○土居会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本委員会として「認知症初期集中支援チーム」について、報告を受けたものとします。

○土居会長

続きまして、議事（３）「高齢者虐待対応及び認知症施策等に係る令和６年度事業実績及び令和７年度事業計画」について、事務局から説明してください。

○事務局（小貫主任技師）

地域包括ケア推進課の小貫と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、高齢者虐待対応及び認知症施策等に係る令和６年度事業実績及び令和７年度事業計画について説明させていただきます。

資料３をご覧ください。

まず、１つ目。

高齢者虐待の対応状況になります。

（１）としまして、高齢者虐待等に関する一般相談の件数になります。

こちらは、地域包括支援センターで受付・対応した相談件数であり実績は令和６年度で４，８５１件となっております。

続いて、（２）高齢者虐待対応の件数です。

こちらにつきましては、資料１でご説明をさせていただいておりましたとおり「９４件」となります。

続いて、（３）高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議になります。

この担当者会議ですが、本委員会の下部組織として、地域包括支援センターで対応に苦慮する場合に専門的な見地から支援方法の助言をいただく場となっております。

本年度より、こちらの記載方法を変更させていただいております。

通常２カ月に１回定例的に行っている会議は、令和６年度は６回。

緊急を要する場合は、精神科の医師や弁護士の方先生に対し、個別に相談出来る体制として臨時会の開催を行い、令和６年度は５回開催しております。

事例検討件数につきましては、両会議体を合わせ２０事例の検討を行っております。

続きまして、２．高齢者・養護者への支援に関する事業についてです。

（１）として高齢者緊急ショートステイネットワーク事業になります。

資料に記載しているとおりでございますが、同事業は地域包括支援センターにおいて保護が必要と判断した際、要介護高齢者を一時保護するために、船橋市老人福祉施設協議会のご協力のもと事業を実施しております。

令和6年度の実績は全4件の利用があり、内訳については虐待事例2件、徘徊事例で2件となっております。

続きまして、2ページ目になります。

（2）成年後見制度に関する相談・支援の事業です。

高齢者の権利擁護等のための成年後見制度の利用に関する地域包括支援センターへの相談件数を掲載しております。

令和6年度は4,973件となります。

続きまして、（3）介護負担の軽減に向けた取り組みになります。

こちらは、6つの事業を展開しておりますので、それぞれについて説明させていただきます。事業の詳細については資料をご参照ください。

まず、①認知症家族交流会になります。

家族交流会については、認知症高齢者を対象とした交流会と65歳未満を対象とした若年性認知症の家族交流会の開催をしており、それぞれ認知症高齢者を対象としたものについては、各生活圏域5圏域で1回ずつ開催し、若年性認知症の方を対象としたものについては1回開催しております。

続きまして、②介護者向け講習会事業になります。

こちらは介護をする家族を対象に、介護負担の軽減を目的に知識や手技を学ぶ講習会になります。令和6年度につきましても3回開催し、38名の参加がありました。

続きまして、③やすらぎ支援員訪問事業になります。

こちらの事業は高齢者福祉課所管の事業となります。同事業については、事業の登録人数は76人、実際訪問した訪問時間は740.0時間となっております。

続きまして、④認知症訪問支援サービス事業です。

こちらは介護保険課所管の事業となります。

令和6年度は53人対し訪問を行っております。

続きまして、⑤徘徊高齢者家族支援サービス事業です。

こちらは認知症高齢者に対しGPSの貸し出しの件数と家族の要請により緊急対応員が現場へ急行した件数になります。

令和6年度は85件の利用と5件の現場急行がありました。

最後に、⑥認知症カフェについてです。

こちらは、認知症カフェを立ち上げる際に、10万円を上限に補助金を交付するとともに、運営者同士の交流の場として、交流会を開催しております。令和6年度は29か所で開設されております。

続きまして、3. 普及啓発を行う事業についてです。

まず、①認知症サポーター養成講座です。

事業概要は資料のとおりとなりますが、令和6年度は136回開催し、9,249人の新しいサポーターが誕生しております。

続きまして、②成年後見制度講演会です。

令和6年度は2回開催し、132人の参加がございました。

最後に4. 高齢者支援体制の確立についてです。

(1) 地域包括支援センターの機能強化では、地域包括支援センターで対応した相談件数を掲載させていただいております。

令和6年度は地域包括支援センター14センターで、延べ88,100件の相談となっております。

続きまして、次ページをご覧ください。

(2) 在宅介護支援センターの機能強化となります。

こちらは在宅介護支援センターで相談を受け付けた件数を記載しております。令和6年度在宅介護支援センターは15センターで、延べ18,710件の相談となっております。

続きまして(3) SOSネットワーク事業です。

事業概要は資料のとおりとなります。令和6年度の依頼件数は6件となっております。

続きまして資料6ページ下段から8ページ中段までは、本委員会の内容及

び地域ケア会議等業務についての記載をさせていただいております。
その他の事項につきましては資料4でもご説明をさせていただきますので、資料でご確認いただければと思います。
以上が令和6年度実績報告になります。

続きまして資料8 ページ中段以降、令和7年度事業計画について説明させていただきます。

初めに（1）地域包括支援センターの機能強化です。

本年5月1日より相談体制を拡充するために、新たに法典地区にサブセンターを設置しております。

このサブセンターは、地域包括支援センターと一体的に運営され、地域包括支援センターが行う4つの業務を実施する機能を持つ窓口となります。

既存の地域包括支援センターから離れているエリアに「サブセンター」を設置することで、市民の利便性の向上やセンターのアウトリーチ力のさらなる向上、地域づくりの推進を図るものです。

続いて（2）地域ケア会議及び（3）自立支援型介護予防ケアマネジメントにつきましても、引き続き令和7年度も実施してまいります。

続きまして、（4）認知症総合支援事業です。

①認知症カフェ開設支援については例年通りの実施予定となります。

②認知症高齢者徘徊模擬訓練についてですが、令和4年度までに、市内24コミュニティ全てにおいて実施したため、今年度も引き続き過去に訓練を実施した地区に、再度開催に向けての支援を行ってまいります。

③認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員になります。

認知症初期集中支援チームにつきましてはさきほど資料2で説明させていただいたとおりとなります。

認知症地域支援推進員については、引き続き認知症の人にやさしい地域づくりができるように普及啓発の活動をしていきます。

④次に認知症高齢者等サポート医事業です。

医療や介護を必要とする、緊急性の高い状態にある認知症等の精神疾患が疑われる高齢者等に対し、医療と介護を一体的に提供するため、精神科医

による対象者の状態像について見立てや専門的な知見からの助言、その後に必要な入院・入所等におけるサポートを得ながら、適切な処遇につなげていきます。

最後に認知症サポーターの活用です。

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症サポーターが認知症カフェのボランティアや行方不明時の見守り活動に加わるなど地域の取り組みに引き続き関わっていきます。

令和6年度の事業実績及び令和7年度の事業計画の説明につきましては以上でございます。会長、よろしくお願いいたします。

○土居会長

ご苦勞様でした。皆様、いかがでしょうか。「高齢者虐待対応及び認知症施策等に係る令和6年度事業実績及び令和7年度事業計画について」の説明について質問・ご意見がございましたらお願いします。

○服部委員

和歌山県立医大の服部です。

認知症カフェについて質問させていただきます。

4ページの⑥に認知症の人や家族・地域住民、専門職が気軽に集まるということで、令和6年度29か所となっていますが、主催者は実際どういうところがやっておられるかというのが1つ目の質問です。

2つ目の質問は、9ページの(4)認知症総合支援事業のところに認知症カフェの補助金を市民団体や介護事業所に出すというのがありますが、先ほどの認知症カフェの主催者とどんな関係になっているのか、実際どういう団体が補助金を得ているのかというのを教えていただければと思います。

○事務局（國島係長）

まず、認知症カフェの主催につきましては、具体的にこういった団体がやってくださいというよりは、市民団体や自治会の集まり、介護サービス事業所等でやりたいという所もあれば、医療法人でやりたいなど、形態についてはさまざまでございます。

ご質問についてですが、まず市民団体や介護事業所がやりたい、主催したい

ということで当課にご相談いただき、当課より市の基準に基づいて開設資金の補助をするというような事業になっております。

○服部委員

和歌山県立医大の服部

ありがとうございます。併せての質問となりますが、実際やったことの報告や、どのようにやっているかなど、市民への機関紙などで発表や報告などされているのでしょうか。

○事務局（國島係長）

はい。実施報告というよりは、今後のご案内を市民の方にさせていただいております。先ほどご質問のあった、開設資金の補助については、年一回だけなのですが、継続してやられる事業者様に関しては課で取りまとめをして、年間のスケジュールをオレンジネットなどの配信で市民の方へ周知しております。

○文川委員

そういうことを聞きたいのではありません。

市民の団体・介護事業所について補助が出ることはわかりましたが、個人で立ち上げて補助は出るのでしょうか。

質問はカフェの実施状況について聞いているんです。補助が出ているのであれば決算報告ももらわなければいけないでしょう。どういう団体に出しているかというのともちゃんと精査しなければいけないでしょう。今の施策だと手をあげれば誰でも補助がもらえるというふうに聞こえますよ。

○事務局（國島係長）

申し訳ありません。説明が不足しておりますが、開設時に関しましては当然収支報告をいただき、補助対象になるかどうかを精査しております。ただ開設後2年目、3年目はこちらで補助金を出しておりませんので、そこにつきましては特別、収支報告をいただいているというものではございません。

○文川委員

2年目、3年目ではなくて、継続してやるやらないではなくて、どういう所がやっているのかということを知りたいわけです。今、説明にあったのは市民団体、介護事業所。そのことしか言っていない。どういう所が、補助を受けていて、どういう団体がカフェをやっているのかっていうところが知りたいわ

けです。場所はどこ、どういう所でやっているのですか。公民館、事務所、そういうところを教えてください。

○事務局（國島係長）

はい。場所につきましては、それぞれのカフェで場所が異なります。

民家でカフェを運営しているところもありますし、介護事業所が運営しているカフェの比率が多いので、デイサービス等の施設であったり、公民館でされる場合もございます。お答えになっておりますでしょうか。

○文川委員

全然答えになっていない。じゃあ認知症カフェっていうのは我々一般の人間が参加してもいいわけですか。

だからそのカフェはどこでやっているのかっていうのを知りたいわけです。介護事業所の中でやれば、我々一般の人間なんて参加できないじゃないですか。じゃあ何のために補助を出してるんですか。全然、どういう所が、どういう場所でやってるかというのを把握していないんじゃないですか。

補助などを書類審査だけで出してるのではないですか。現地に行って調べるのですか。

○事務局（國島係長）

カフェの資料が今、私の手元になかったので正確なお話しができませんで、曖昧な説明になってしまって大変申し訳ございません。

基本的には地域住民や専門職、誰もが気軽に参加できるというような形でございますので、参加したいということであれば地域住民の方が参加していただく事は可能です。それは介護事業所であっても、近くにお住いの方が参加していただくということも可能です。

基本的には認知症カフェでございますので、認知症の当事者やそのご家族の方を対象にはしています。ただ、認知症の予防的な観点で地域の高齢者の方がお集まりいただいて、そこでお茶をしたり、歌を唄うといったサロンの意味合いもございます。

現在市内で29か所のカフェがあり、申し訳ありません、皆様のお手元にはないのですが「船橋市認知症カフェPR登録」という冊子を市役所もしくは市のさまざまな所で配架しております。

また、オレンジネットといいまして、市の情報メールに登録をしていただくと、こういった情報が、いつ、どこでやりますというような情報がお手元に届

くようなご案内もしております。

カフェにつきましては担当係員も随時訪問して、こういった活動をしているかというところも確認しているところでございます。

○土居会長

私からも少し補足させていただきますと、認知症カフェはデイサービス等で行っていることも非常に多いです。

事業主はそこのデイサービスの方がやっているのも完全に市民の人が独立してやるというのはちょっと難しいのかなとは思いますが、日々そういった事業に関わっている方たちが主催するために、初期開設のお金をいただいてやっていて、と、かなり地域に密着したかたちでやられているものかなというのは、私的にも印象はあります。

当院のすぐ近くのデイサービスでも定期的にやってらっしゃいますので。あと、場所によっては食品センターの中でちょっと場所を借りてやったり、そういうものもありますし、認知症の方と家族の方、近隣のお子さんたちが集まってらっしゃったりするのが多いのは現実的かなというふうに思っています。

○文川委員

自連協の文川です。5ページの②で成年後見制度の講習会の開催とありますけれども、2回の開催で132人の方の参加とありますが、この132人の中で成年後見人になられた方はいらっしゃいますか。

○事務局（國島係長）

申し訳ございませんが、一般市民を対象とした成年後見制度の研修を開催させていただいているため、成年後見人になられた人数については把握してございません。

○土居会長

講演会に参加した方の人数ということですね。

○土居会長

私の方からひとつだけお伺いしてもいいでしょうか。この「やすらぎ支援員訪問事業」は高齢者福祉課でやってらっしゃると思いますが、令和5年から令和6年、登録人数は変わっていないようですが、訪問時間数が結構延びるのは、これはこういった要因で増えてるんでしょうか。3ページの③です。

○高齢者福祉課長

高齢者福祉課でございます。今、数字の把握につきまして細かいところで確認することができなくて申し訳ありません。

○土居会長

すみません、ちょっと、ふと思ったんで。あんまり変わってないのになと。サービスの充実というふうに考えれば別に問題ないんだと思いますが。

皆様よろしいでしょうか。それでは、本委員会として「高齢者虐待対応及び認知症施策等に係る令和6年度事業実績及び令和7年度事業計画」について、報告を受けたものとします。

引き続き、議事(4)「令和7年度船橋市地域ケア会議開催計画」について、事務局から説明してください。

○事務局（太田主任主事）

地域包括支援係の太田です。令和7年度船橋市地域ケア会議開催計画について説明させていただきます。資料4をご覧ください。

こちらは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる地域の体制である地域包括ケアシステムの目指す姿です。

少子高齢化、医療及び介護ニーズの増大や孤立化などの課題に対応するため、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてこのような体制を作り上げていくことが必要です。

このような社会基盤の整備とともに、地域の高齢者が尊厳を保持してその人らしい主体的な生活を継続できるよう、高齢者個人に対する支援の充実をはかるために有効な手段のひとつが地域ケア会議です。

地域ケア会議は主に5つの機能を有します。

個別ケースの支援内容の検討を通じて、主に個別課題解決機能、地域包括支援ネットワーク構築機能、地域課題発見機能が発揮されます。

また、地域の実情に応じて必要と認められるものとして、地域づくり・資源開発機能や政策形成機能が発揮されると考えられます。これらの機能は相互に関係し合い、循環しています。各機能の有機的な相互連携を実現できるよう、

その地区の実情に応じて、参加者や設置範囲の異なる地域ケア会議やその他の会議を組み合わせていることが求められます。

船橋市における地域ケア会議の体系はこちらの表のとおりとなっています。
市レベルの会議として「高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会」、地区レベルの会議として「全体会議」、個別レベルの会議として「個別ケア会議」と「自立支援ケアマネジメント検討会議」が行われています。

続いて表中②の全体会議の開催予定ですが、次のページの令和7年度全体会議の開催計画でお示しします。各地区とも年に4回から6回の開催を予定しており、24地区全体で98回を予定しています。

続いて、地域ケア会議の体系表における④の自立支援ケアマネジメント検討会議の開催予定です。

こちらがその下の表になります。月2回の開催をして、全体で28回を予定しております。

このほかに、個別レベルの会議として先ほどの表でお示した③の個別ケア会議については、令和7年度も必要に応じて随時開催する予定です。

説明については以上です。会長、よろしくお願いいたします。

○土居会長

ご苦勞様でした。皆様、いかがでしょうか。「令和7年度船橋市地域ケア会議開催計画」の説明について質問・ご意見がございましたらお願いします。

○服部委員

和歌山県立医大の服部です。

教えていただきたいのは一番最後の自立支援ケアマネジメント検討会議という開催の中身なんですけれども、自立支援ケアマネジメントというと、これは参加する、また主催するのはケアマネジャーさんでしょうか。

あと、包括さんが主催をしてケアマネジャーさんと一緒にやるのか、またはそこには、利用者さんも参加されるのか、もう少し具体的なことを教えていただければと思います。

○事務局（香山係長）

ご質問いただきましてありがとうございます。

自立支援ケアマネジメント検討会議ですが、こちらの主催は市となります。こちら地域包括ケア推進課で実施をしております、参加するケアマネジャーが事例を提供するということになります。

包括支援センターも同席いたしまして、それに対してリハビリ職等の専門職が助言をするということになります。

高齢者ご本人は出席されず、事例をケアマネジャーを介して、リハビリ職等が助言をするという流れになっております。

○服部委員

ありがとうございます。私も、ケアマネジャーを24年やっているんですけども、その方の力を引き出しながら、どう地域で活動できる、その人がその人らしく生きていくことができるようにするかっていう意味での自立支援ケアマネジメントというのはすごく重要だと思うんです。

けれども、現実的にはものすごく個々の事例、さまざまなことがあって非常に難しいなっているのは普段実感しているところであります。

だからそういう意味で、事例検討した中から新しい道筋とか、体験とかっていうのができることはいいと思うんですけれども、こういうのをもっと公にする、参加するということだけではなくて、もっとアピールした方がいいのかなというのが印象です。

○土居会長

ありがとうございました。そういう事例を検討していただいて、それをある程度人に知っていただいてそれを次に生かす。

そういうイメージでしょうか。ありがとうございます。

○目黒委員

社会福祉士会の目黒です。お願いですけれども、私も地域ケア会議のメンバーとしてここ数年活動しているんですが、私の地域の中でもクリニックの先生と歯医者さんに非常に熱心に参加していただけてます。

そうした中でさらに一歩踏み込んで精神科の先生もですね、参加してほしいんだという声がメンバーの中からも上がっているんです。

市の方からもぜひ精神科の方にもお声がけいただいて、地域ケア会議になんらかのかたちで加わっていただく等はたらきかけをお願いできればと思って発言しました。

よろしくお願いいたします。

○事務局（香山）

ご意見ありがとうございます。地域ケア会議の構成員の方については、各地域ケア会議などからご要望いただき、医師につきましては医師会の方に推薦を依頼させていただいておりますので、ご要望いただきました医師会様とご相談させていただきたいと思います。

○目黒委員

必ずしもですね、精神科の先生じゃなくても精神福祉士の方をご紹介いただければ。ぜひ、よろしくお願いいたしますと思います。

○土居会長

ご意見ありがとうございます。医師会のほうでも、できるだけそういった精神科の医師にもはたらきかけて、出てもらえるように今後努力してまいります。

皆様よろしいでしょうか。それでは、本委員会として「令和7年度船橋市地域ケア会議開催計画」について、報告を受けたものとします。

引き続き、議事（5）「その他」について、事務局から説明してください。

○事務局（鈴木課長補佐）

はい、地域包括ケア推進課、鈴木から報告させていただきます。

資料5をご覧ください。

令和6年12月2日付で厚生労働省からの事務連絡がありました。

最高裁決定により、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律13条に基づき、市町村長が行う、高齢者虐待を行った養護者と養護者による高齢者虐待を受けた高齢者との面会制限については、

「行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為」と判決が確定されたことから、法第13条に基づく面会制限に係る通知において、審査請求及び取消訴訟ができる旨の教示文を記載する旨の内容です。

法13条の面会制限については、老人福祉法第11条第1項第2号または第3号の措置、いわゆるやむを得ない事由による老人福祉施設への入所措置と養護委託措置がとられた場合に養護者による高齢者虐待の防止及び当該高

齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について、当該高齢者と面会を制限することができるとされております。

これまでは、面会制限に対しての通知は行っておりませんでした。今後は、教示文を記載した通知を行っていくことになります。

面会制限にあたっては、高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議にて委員のみなさまからご意見をいただきながら対応していきたいと考えております。説明は以上となります。会長よろしく願いいたします。

○土居会長

ご苦労様でした。皆様いかがでしょうか。「その他」の説明について質問・ご意見がございましたらお願いします。

それでは、本委員会として「その他の議題」について、報告を受けたものとします。

議事につきましては以上となります。他に各委員からご意見などありますでしょうか。

それでは、引き続き事務局から連絡事項等、お願いします。

○事務局（板松課長補佐）

はい、事務局より連絡事項をお伝えいたします。

本委員会は、年1回の開催となっておりまして、例年5月から6月に開催しておりますが、議事1にございました前年度の本市の虐待件数等の状況報告につきまして、県に報告した後、集計結果が確定したうえでご説明させていただきたいと考えております。

そのため、来年度以降につきましては、夏ごろに開催する方向で検討させていただきたいと思っております。

開催が近くなりましたら、あらためてご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様の委嘱につきましては、3年間の任期を令和8年2月20日をもって満了とさせていただいております。

今後の委員の委嘱につきまして、任期満了前に各団体様にご連絡をさせていただく予定としておりますので、その際はご協力の程、よろしくお願い

たします。

議事録等の校正依頼につきましては、後日郵送させていただきます。その際には、訂正がある場合のみご連絡をいただくような方法を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、議事（１）で使用した事例資料についてはこちらで回収させていただきますので、お手数ですが皆様の席に置いたままご退出いただきますようお願いいたします。

最後に、本日車でお越しの方がいらっしゃいましたら事務局までお申し付けください。事務局からは以上でございます。

○土居会長

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、令和７年度船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会を閉会いたします。